

## 理 由

生産緑地地区について、農業従事者の死亡及び故障が生じ、後継者もないために買取り申出がなされ、関係機関への買取りの照会や農業委員会を通じての斡旋を行ったが、買取り希望者がなかったため、生産緑地法第14条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたこと、また、同法第8条による、公共施設等の設置に伴う生産緑地地区の縮小により、本案のとおり区域変更をしようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
男里 34 号	男里地内	約 0.16ha	廃止
男里 44 号	男里地内	約 0.06ha	廃止
新家 12 号	新家地内	約 0.40ha	区域変更
新家 21 号	新家地内	約 0.05ha	区域変更
新家 24 号	新家地内	約 0.32ha	廃止
信達市場 16 号	信達市場地内	約 0.04ha	区域変更
信達牧野 17 号	信達牧野地内	約 0.05ha	区域変更
信達牧野 18 号	信達牧野地内	約 0.23ha	区域変更
信達牧野 36 号	信達牧野地内	約 0.10ha	廃止
馬場 2 号	馬場地内	約 0.09ha	廃止
小 計		約 1.50ha	
岡田 1 号他 199 地区		約 57.64ha	変更なし
合 計	210 地区	約 59.14ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

